

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 松 浦 富 子

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第13号 「鳴門市個人情報保護条例及び鳴門市情報公開条例の一部改正について」ほか議案5件であります。

当委員会は、去る2月26日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第13号 「鳴門市個人情報保護条例及び鳴門市情報公開条例の一部改正について」であります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、個人情報の定義の明確化を図るなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、この条例の一部改正に伴う規則改正の有無について質疑があり、理事者からは、規則で定められている様式について、条例の改正にあわせ所要の改正を行っている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第14号 「鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」及び議案第15号 「鳴門市事務分掌組織条例の一部改正について」であります。平成30年度の組織・機構の見直しに伴い、現在、教育委員会が所管するスポーツに関する事務について市長の権限に移管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するとともに、当該事務を市民環境部の事務分掌に追加するため所要の改正を行うものであり、2議案が関連するものでありますので、同時に審査いたしました。

委員からは、市長部局にスポーツ課が設置された際の事務分掌について質

疑があり、理事者からは、学校体育と社会体育という区分の中で、水泳や陸上の記録会等の学校体育に含まれるものについては教育委員会の事務として残し、それ以外の社会体育に含まれるものについては、基本的にスポーツ課の所管となる予定であるが、スポーツ・健康分野は、非常に幅が広いため、施策をスムーズ、かつ、円滑に進められることを優先に考え、どの所属で施策を実施することが一番適切であるのかを判断しながら、スポーツ課等の事務分掌を検討していきたい、との説明を受けました。

また、委員からは、スポーツ課を新設する目的について質疑があり、理事者からは、スポーツの持つ魅力や効用を、市民の健康づくりや地域経済の活性化に、より積極的に活かしていくため、教育委員会の事務にとどめず、市全体でスポーツを盛り上げていこうという考えの下で、市長部局にスポーツ課を設置することとしている、との説明を受けました。

また、委員からは、市長部局にスポーツ課を新設するからには、充実した施策が展開できるよう、職員配置や予算配分を十分検討して欲しい、との要望があり、これに対し、理事者からは、職員配置や予算については限られた範囲の中で最大限努力して参りたい、との説明を受けました。

さらに、委員からは、人員配置については、常に現場意識を持ち、各種団体との意見調整を十分図れるような人材を配置できるよう、留意して対応して欲しい、との要望がありました。

委員会では、採決の結果、議案第14号及び議案第15号ともに全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第16号「鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、補償基礎額における、扶養親族に対する加算額を変更するなどの改正を行うものであります。

理事者からは、この条例は、非常勤の消防団員等が公務や消防作業等により死亡、負傷又は疾病にかかり、若しくは、障害の状態となった場合の損害賠償について、消防組織法等に基づき、政令で定める基準に従って制定しているもので、この度、政令で定める加算対象区分ごとの扶養親族加算額の一

部が改正されたことから、本条例についても当該部分の改正を行うものである、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第17号「鳴門市消防手数料徴収条例の一部改正について」であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、特定屋外タンク貯蔵所とは具体的にはガソリンスタンドのことなのか、との質疑があり、理事者からは、その通りであり、現在、鳴門市で一番大きなタンク貯蔵所は200キロリットルのものであるが、今回、改訂の対象となるのは500キロリットル又は、1000キロリットル以上のものである、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第39号「鳴門市職員退職手当支給条例等の一部改正について」であります。昨年公表された人事院の官民比較調査の結果を受けて、本市職員の退職手当について、国と同様の支給水準に引き下げるもので、この官民水準の均衡を図るために用いられる調整率を現行の100分の87から国同様の100分の83.7に引き下げるものである、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。